

(平成23年4月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認函館地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から同年 6 月まで

昭和 51 年 3 月に退職し、厚生年金保険から国民年金へ切替手続を行い、同年同月分から国民年金保険料を納付していた。

しかし、年金加入履歴が送られてきて、内容を見たところ昭和 51 年 4 月から 6 月までの記録が未納となっていた。

領収書も所持しており、間違いなく納付しているため、年金事務所へ確認したところ、国民年金資格喪失のため申立期間の保険料は還付済みとの回答だったが、還付された記憶は無く、なぜこの期間だけ資格喪失なのか理由が分からず、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していることが、特殊台帳及び申立人が所持している国民年金保険料領収証書からも確認できるが、特殊台帳には昭和 51 年 4 月 26 日付けの資格喪失記録があり、申立期間の保険料が還付決議されていることが確認できる。

しかし、特殊台帳の昭和 51 年 4 月 26 日の資格喪失記録には斜線が引かれており、申立人の A 市と B 市の被保険者名簿及び現在の国民年金被保険者記録には当該資格喪失記録は無い上、厚生年金保険及び他の被用者年金に加入した記録も見当たらないことから、制度上、国民年金の強制加入被保険者期間である申立期間の被保険者資格を喪失させ、納付済みの国民年金保険料を還付する合理的な理由は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、昭和51年11月から52年2月までは15万円、同年3月は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年11月から52年3月まで

申立期間について、ねんきん定期便を確認したところ、私が所持する当時の給料支払明細書では、年金事務所で記録されている標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を上回る保険料が控除されていることが確認できることから、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人はA社（現在は、B社）に係る標準報酬月額の相違について申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給料支払明細書により確認できる保険料控除額及び報酬月額から、昭和51年11月から52年2月までは15万円、同年3月は20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「給料支払明細書で確認できると

おり厚生年金保険料を過大な金額で控除したものの、資格取得時に標準報酬月額を9万8,000円と届け出て以降は、申立人の標準報酬月額に係る届出を行っていない。」と供述していることから、事業主は、給料支払明細書で確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年7月から2年3月までの期間及び3年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年7月から2年3月まで
② 平成3年1月から同年3月まで

申立期間当時は、親元を離れ大学に通っていた。

免除申請書は、親に送って記入してもらい、自分が市役所へ行って手続きした。市役所へは2回ぐらい行った記憶がある。

2年ぐらい前に記録を確認した時は、未納とされていたのは申立期間①のみだったはずで、その後記録を確認したところ、申立期間②が未納期間とされていた。

申立期間は全て免除申請し、免除期間となっているはずなので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は当初、免除申請について、「両親が免除申請をしていると言っていた。」と申し立てていたが、再度の聴取において、「両親が記入し郵送してくれたものを、自分が市役所へ持って行き手続きした。」と申立内容を変更しており、また、申立人の両親は当初、「記入した免除申請書を息子に送り、息子が出した。」と供述していたが、後の文書照会では、「役場へ郵便で手続きした。」と回答しており、双方の供述内容には一貫性が無く、食い違いが見られることから、両申立期間の免除申請の状況は不明である。

また、申立期間当時の国民年金保険料の申請免除承認期間については、免除の申請のあった日の属する月の前月から申請のあった日の属する年度の末月までの間において必要と認められる月までとなっており、申立人の

平成2年度の申請免除は、始期が平成2年4月、終期が2年12月として2年12月18日に入力処理されていることがオンライン記録で確認できることから、申立期間②については、当初から免除が承認されていなかった期間と考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料（免除承認通知書等）が無く、ほかに当該期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

なお、学生が国民年金の強制加入となったのは平成3年4月からであるが、申立期間当時、申立人の国民年金記録は強制加入となっていることがオンライン記録で確認できる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 10 月から 58 年 7 月までの期間及び 59 年 3 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 10 月から 58 年 7 月まで
② 昭和 59 年 3 月から 61 年 3 月まで

申立期間①は無職であり、申立期間②は正規雇用ではなかったため、将来への不安と両親からの勧めもあり、国民年金と国民健康保険の加入手続を行い、保険料を納めていた。

両申立期間の保険料は、国民年金に加入の都度、銀行できちんと納めているので、両申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の手帳記号番号の払出状況より、昭和 61 年 3 月末頃から同年 4 月 7 日までの期間において払い出されたことが確認できることから、当該手帳記号番号が払い出されるまでは両申立期間は国民年金に未加入の期間である。

また、オンライン記録から、申立人は、当該手帳記号番号が払い出された時点で、20 歳到達の昭和 54 年 * 月 * 日に遡及して国民年金の資格を取得し、平成 17 年 1 月 28 日付けで厚生年金保険との記録の統合処理が行われ、国民年金被保険者資格の喪失日、取得日の記録が追加されたことが確認できることから、当該統合処理が行われるまで、当初の加入手続後は国民年金の資格喪失及び再取得に係る手続が行われていなかったものと推認できる。

さらに、申立期間①については、当該手帳記号番号が払い出された時点で、時効により保険料を納付できない期間である。

加えて、申立期間②については、オンライン記録から、国民年金手帳記

号番号払出直後の昭和 61 年 4 月 7 日付けで過年度保険料納付書が作成されたことが確認できることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失の都度、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

その上、両申立期間において、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が両申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに両申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

私がA社に勤務していた期間のうち、昭和 38 年 1 月 1 日から同年 5 月 31 日までの5か月間については、同社のB工場への長期出張を命じられたが、現地に赴いたところ、実際の勤務場所はC社（現在は、D社）E工場であった。5か月間の長期出張を終えた後は、再度A社で勤務した。

社会保険事務所（当時）の記録を確認したところ、当該長期出張していた期間の厚生年金保険の被保険者記録が全く無かった。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の当時の役員及び同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、C社E工場で業務に従事していたことが推認できる。

しかしながら、A社発行の社史によると、同社は、申立期間当時、C社E工場の一部を借用して生産設備を設置し、自社の製品を製造していたことが確認できるとともに、申立人も、申立期間当時、当該工場においてA社の製品の製造に従事していた旨供述しているところ、前述の元役員は、「申立期間当時、A社からC社E工場に出張等により勤務した従業員について、当該出張等の期間の給与をどちらの事業所から支給していたか、厚生年金保険の加入をどのように扱っていたかは不明である。」と供述している上、D社は、「申立人がA社からの出張によりC社E工場で勤務していたか否か、及び当該期間に係る給与の支払については不明である。」と回答しており、申立人が長期出張していたとする期間における給与の支給元事業所は特定できず、厚生年金保険の加入状況、保険料控除等についても確認することができない。

また、申立人が名前を挙げ、申立人と同様にA社からC社E工場へ赴いて勤務した期間があるとする同僚二人については、A社及びC社E工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、異動等により勤務したとする期間について、いずれの事業所においても被保険者とされていないことが確認できる上、このうち一人は、「C社E工場で勤務していた期間において、給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは分からない。」と供述している。

さらに、当該同僚が名前を挙げ、申立期間と近接した時期にA社F工場からC社E工場へ赴いて勤務したとする3人についても、C社E工場において勤務していたとする期間については、A社F工場及びC社E工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したものの、いずれの事業所においても被保険者とされていないことが確認できる上、このうち供述を得られた一人は、「C社E工場において勤務していた期間の給与は、どこの事業所から支給されていたものかは分からないが、同社E工場において渡された。」と供述しているものの、厚生年金保険料の控除については確認できない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においては、申立人が、昭和38年1月1日に被保険者資格を喪失し、同年6月1日に同資格を再度取得していることが確認できる一方、C社E工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したものの、申立期間において申立人の氏名の記載は無く、同名簿において整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月から 48 年 12 月 1 日まで
昭和 48 年 * 月 * 日に A 市 (当時) が B 市 と合併する以前から、A 市役所の臨時職員として、C 業務に従事しており、合併後も、引き続き B 市 D 支所に臨時職員として勤務した。

申立期間当時は、給与から厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料が一括して控除されていた。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚等の供述及び申立人が申立期間のうち一部の期間においては、別の事業所に勤務していた旨供述していることなどから判断すると、申立人が、昭和 48 年 4 月頃から A 市役所の臨時職員として勤務していたことは推認できるものの、任用形態や任用期間等は特定できない。

また、B 市に照会したところ、「申立人に関する書類は保存されていないため、当時のことは不明である。しかしながら、申立期間中に臨時職員として勤務していた期間を有し、申立人と同じ部署に在籍していた元職員から聴取したところ、臨時職員であった期間は厚生年金保険に加入していなかったことが確認できることなどから、申立人についても同様に、厚生年金保険に加入させていなかったと思われる。なお、A 市が B 市 と合併した昭和 48 年 * 月 * 日からは、B 市における取扱いに従い、B 市 D 支所において厚生年金保険に加入させたものと思われる。」と回答している。

さらに、申立人は、賃金月額 (4 万 6,000 円又は 5 万 900 円) 及び社会保険料控除額が記載された 3 か月分の給料袋を所持しており、当該給料袋は申立期間中に受領したものであると主張しているところ、当該給料袋には、事

業所名が記載されていない上、提出された3枚のうち1枚には「3月分賃金」との記載があるものの、「年」の記載は無く、ほかの2枚には支給年月が記載されていないため、当該給料袋が申立期間においてA市役所が発行したものと特定できないことから、B市に照会したが、同市は、「申立期間におけるA市の臨時職員の賃金を調べてみたところ、日額1,000円前後であったことが確認できることから、申立期間当時の支給額が、当該給料袋に記載されている賃金月額（4万6,000円又は5万900円）に相当するとは考えられないため、当該給料袋が申立期間のものである可能性は無い。」と回答しており、賃金額や社会保険料控除額等、当該給料袋の記載内容について精査したものの、申立期間における賃金支給に係るものと推認することはできない。

加えて、A市役所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間中に被保険者資格を取得していることが確認できる者のうち、3人から供述が得られたが、いずれも申立人とは別の部署で申立人とは異なる業務に従事していたとしており、任用形態や任用期間等の詳細も確認できない上、当時のA市役所における臨時職員の厚生年金保険の加入の取扱いについての具体的な供述も得ることはできない。

その上、B市D支所に係る被保険者原票において申立人と同日付けで被保険者資格を取得している者が複数確認できるところ、そのうち供述が得られた4人は、「A市がB市と合併する以前から臨時職員として勤務していた。」としており、これらの者が臨時職員として勤務したと供述する期間のうち、B市との合併以前の期間について、A市役所に係る被保険者原票を確認したものの、厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、雇用保険の被保険者記録によると、申立人は昭和48年12月1日に被保険者資格を取得しており、当該資格取得日は、B市D支所に係る被保険者原票から確認できる厚生年金保険被保険者資格の取得日と一致していることも確認できる。

これらのことを総合的に判断すると、任用形態や任用期間等による加入の基準等は確認できないものの、A市役所では、臨時職員について、必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 9 月 20 日頃から 12 年 4 月 2 日まで

私は、平成 11 年 9 月 20 日頃から 13 年 10 月 27 日までの期間において A 社に勤務していたが、厚生年金保険被保険者資格の取得日は 12 年 4 月 2 日となっている。

私は、採用面接時に、厚生年金保険に入社後すぐに加入させる旨の説明を受け、入社から二週間後に面接を担当した上司から正社員にすると伝えられた。申立期間のうち、平成 11 年 10 月、同年 11 月及び 12 年 1 月から同年 3 月までの給与支払明細書を所持しており、当該明細書には厚生年金保険料が控除された記載は無いが、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録（平成 11 年 9 月 17 日資格取得）、申立人が所持する給与支払明細書及び面接担当者の供述から判断すると、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該事業所に照会したものの回答が得られないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入の取扱い及び保険料控除について確認できない。

また、申立人が保管する給与支払明細書から、申立期間のうち平成 11 年 10 月、同年 11 月及び 12 年 1 月から同年 3 月までの期間の厚生年金保険料については給与から控除されていないことが確認できる上、11 年 9 月及び同年 12 月の保険料については当該明細書が保管されていないことから保険料控除について確認できないところ、申立人は、「給与から控除されていない申立期間に係る厚生年金保険料を事業主に対して支払ったことは無い。」と供述

している。

さらに、申立人の面接を担当した元上司は、「私は、申立人の面接を行ったことは覚えているが、入社後すぐに厚生年金保険に加入させると説明した記憶は無い。申立人が入社して数週間後に、正社員にする旨の事業主の決定を申立人に伝えたことは覚えているが、厚生年金保険の加入の届出については担当していないので分からない。申立期間当時、社員の厚生年金保険の加入時期は事業主の裁量により決めていた。」と供述している。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚は、「私は平成12年3月20日頃に入社したが、なかなか厚生年金保険に加入させてもらえなかった。事業主に何度も頼んで、やっと同年8月に厚生年金保険に加入させてもらった。」と供述しているところ、オンライン記録から、当該事業所において平成12年8月2日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

これらのことから総合的に判断すると、当該事業所は、従業員について必ずしも採用と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況が認められるとともに、従業員の厚生年金保険の加入時期については、事業主が個別に判断していたことがうかがえる。

このほか、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる資料は無く、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 1 月 5 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 20 年 10 月 25 日から同年 10 月 26 日まで
③ 昭和 20 年 11 月 1 日から 21 年 3 月頃まで

申立期間①については、昭和 18 年 12 月に商業高等学校を卒業し、19 年 1 月 5 日に A 社 B 事業所に入社した。同時期に入社した同僚のうち、私を含む 6 人は、入社当初は C 課において事務職だったが、その後は D 作業に従事した。

申立期間②については、当該事業所から E 地方の F 社 G 事業所へ転勤し、D 作業に従事したが、終戦により、当該事業所へ転勤により戻ってきた。年金事務所の記録では、F 社 G 事業所において昭和 20 年 10 月 25 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、A 社 B 事業所において同年 10 月 26 日に被保険者資格を取得しているが、転勤による異動であることから一日の空白期間が生じていることに納得できない。

申立期間③については、転勤により A 社 B 事業所へ戻った翌日に自宅待機を命ぜられたまま退職となった。

全ての申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、入社の際及び入社後の業務内容を詳細に供述していることから判断すると、事務に携わった期間及び D 作業に従事した期間は特定できないものの、A 社 B 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は昭和 45 年 6 月 30 日に厚生年金保険の適用

事業所に該当しなくなっており、承継事業所であるH社へ照会したが、申立期間①当時の資料が保管されていないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立期間①当時は、厚生年金保険法の前身である労働者年金保険法の適用期間であり、同法における被保険者は、一定の業種の事業所に使用される男子労働者（事務職等の一般職員を除く。）と定められているところ、申立人は、申立期間①のうち入社当初の業務内容について、「C課において事務職だった。」と供述している。

さらに、申立人が、自身と同様に入社当初は事務職、その後はD作業に従事したとして氏名を挙げた同僚二人については、死亡及び住所不明であることから供述を得ることはできない。

加えて、当該事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間①において、申立人及び前述の同僚二人の氏名の記載は無い。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、前述の承継事業所は、「A社B事業所はF社の子会社であることから、申立人は、転勤により異動したものと考えられるが、確認できる資料は無い。」と回答している上、申立期間②当時の資料を保管していないことから、申立人の異動状況及び厚生年金保険の加入について確認できない。

また、厚生年金保険記号番号払出簿より、申立人を含む17人について、F社G事業所において昭和19年9月1日に労働者年金保険被保険者の資格を取得し、同保険の記号番号が連番で払い出されていることが確認できるところ、当該17人のうち申立人を含む6人について、同社G事業所及びA社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録により確認できる同社G事業所における被保険者資格の喪失日は20年10月25日であるとともに、A社B事業所における被保険者資格の取得日は同年10月26日であることが確認できる。

さらに、前述の6人のうち申立人を除く5人については、いずれも死亡及び住所不明であることから、申立人の申立期間②における異動状況及び厚生年金保険の加入について供述を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間②について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 申立期間③については、前述の承継事業所は、申立期間③当時の資料が保管されていないと回答していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人は、「自宅待機を命ぜられてから退職するまでの期間において、勤務していないし、給与の支払は無かった。事業主との金銭のやり取りは無かったことから、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主に別途支払ったこともない。」と供述しており、給与明細書等の資料は所持していない。

このほか、申立人の申立期間③について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人が厚生年金保険被保険者として全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年から平成 8 年まで

私は、昭和 50 年から平成 7 年までの期間については、毎年 4 月から 11 月までの 8 か月間、平成 8 年については、4 月から 12 月までの 9 か月間において A 事業所（現在は、B 事業所）に勤務していたが、受け取っていた給与額と標準報酬月額の記録が異なっていると思うので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 事業所に勤務していた期間における標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、申立人から提出された国家公務員等退職票により、申立期間のうち、平成 4 年 6 月から同年 11 月までの期間、5 年 6 月から同年 11 月までの期間、6 年 6 月から同年 11 月までの期間及び 7 年 6 月から同年 11 月までの期間については、報酬月額を確認することができる。

しかしながら、申立人から提出された申立期間に係る源泉徴収票（昭和 52 年及び 58 年から 60 年までの期間を除く。）に記載された各年の給与及び賞与の支払金額について検証したところ、事業主は、「申立人の給与額を確認できる資料は無い。申立人の給与は日給月給であり、毎月の支給額は一定額ではない。諸手当も支払われていたが、諸手当額等の詳細は不明である。」と供述していることから、前述の国家公務員等退職票により報酬月額を確認できる期間を除く申立期間については、報酬月額を推認することができない。

また、当該源泉徴収票に記載されている各年の社会保険料等の金額を検証したものの、事業主は、「申立人の厚生年金保険料の控除額を確認できる資料は無い。」と供述している上、申立人は、「各年の申立期間以外の期間に

において、国民年金保険料及び健康保険の任意継続の保険料を支払っていた。当該保険料については、年末調整の申告額に含めた年もあったが、含めない年もあった。」と供述していることから、申立期間における厚生年金保険料の控除額も推認することができない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録を確認したところ、申立人と同様の業務に従事していたとする複数の同僚の標準報酬月額が申立人とほぼ同額又は申立人より低いことが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

加えて、申立人の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録を確認したが、申立期間について、訂正が行われたなど不自然な形跡は無いことが確認できる。

このほか、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。